

II. 大学病院救急診療体制の現状

—二次、三次救急医療機関の分類もあわせて—

研究代表者 小濱 啓次
(財団法人日本救急医療財団 副理事長)

はじめに

大学附属病院は多くの診療科のスタッフと高度の医療機器を有しており、欧米諸国においては、救急医療体制における救急診療体制の要として活躍し、また、その中で医学生や研修生に対する医師としての医学教育が、24時間体制の救急診療の中でおこなわれている。この度、厚生労働科学研究『救急医療体制の推進に関する研究』(研究代表者：小濱 啓次)の一環として、救急医療崩壊が起こっているわが国の救急医療体制の中で、救急診療の中心になるべき大学病院が、救急医療機関としてどのような現状にあるかを知るために、以下の調査研究（アンケート調査）（資料1）を全国都道府県の救急医療担当部署に対して行った。また、二次、三次救急医療機関の分類についてもその分類の解釈が定まっていないと思われたので、この調査もあわせて行った。（回答率：100%、47都道府県中47都道府県回答）（平成20年12月現在）

A. 研究方法

全国都道府県47箇所の救急医療担当部署に資料1に示すアンケート調査を行った。回収率は100%で全国47都道府県の全てから回答を得ることができた。

B. 結果

●設問1. 貴都道府県では、二次救急医療機関と三次救急医療機関をどのように分別していますか。（重複回答あり）

I. 二次救急医療機関とは、どのような医療機関をいいますか。

- 1) 二次救急医療機関とは、病院群輪番制に参加している医療機関をいう。30都道府県：
(北海道、岩手県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県)
- 2) 二次救急医療機関とは、救急告示医療機関をいう。30都道府県：
(北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県)
- 3) 病院群輪番制参加病院又は救急告示病院となっている大学病院を二次救急医療機関としている。；(北海道)
- 4) 救急医療二次病院（病院群輪番制をとっていない地域）；(茨城県)
- 5) 二次救急医療機関の明確な基準を設けていない。；(岐阜県)
- 6) 入院治療、手術等が必要とされる重症救急患者への対応を行っている医療機関

- 6 都道府県：(山形県、福井県、静岡県、京都府、長崎県、沖縄県)
- 7) 救急医療機関の認定を受けている大学病院を二次医療機関とする。：(東京都)
- 8) 医療計画上、輪番病院以外の救急告示病院も二次医療機関に位置付け：(富山県)
- 9) 救命救急センターを有する医療機関は、全て二次救急医療機関も兼ねる。：(茨城県)
- 10) 三次救急医療機関を除く救急告示医療機関：3都道府県（山形県、大阪府、徳島県）
- 11) 救急告示救急診療所も含める：3都道府県（茨城県、埼玉県、神奈川県）
- 12) 該当なし：3都道府県（宮城県、山口県、大分県）
- 13) 記載なし：3都道府県（滋賀県、佐賀県、鹿児島県）

以上の結果にみると、多くの都道府県は医療機関が病院群輪番制の役割を担う医療機関もしくは、救急告示医療機関を二次救急医療機関と考えている。しかし、回答している都道府県の数字が同じであっても、全ての都道府県が両者を同時に二次救急医療機関として表記しているわけではない。都道府県によっては、病院群輪番制をとっている医療機関を二次救急医療機関としているところもあれば、救急告示病院だけのところもある。該当なしは、筆者が不要な例文を設問の中に例えとして示したために、その例文に該当する医療機関はないということで、このような回答が出されたものと思われる。また、その他にも種々の考えが示されており、分類の仕方を書いてない都道府県も3都道府県あった。厚生労働省は病院群輪番制や共同利用型の医療機関を二次救急医療機関としているが、都道府県がこの分類によって二次救急医療機関を分類しているわけではないことが伺えた。

II. 三次救急医療機関とはどのような医療機関をいいますか（重複回答あり）

- 1) 三次救急医療機関とは（高度）救命救急センターをいう。44都道府県：
(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県)
- 2) 大学病院を三次救急医療機関とする。7都道府県：(青森県、秋田県、山形県、石川県、徳島県、愛媛県、宮崎県)
- 3) 救命救急センターになっている大学病院を三次医療機関とする。10都道府県：
(北海道、宮城県、東京都、長野県、三重県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、沖縄県)
- 4) 高度救命救急センターとなっている大学病院：2都道府県（北海道、宮城県）
- 5) 救命救急センターでなくても高機能を有する大学附属病院：(青森県)
- 6) 地域救命（救急）センター：2都道府県（秋田県、茨城県）

- 7) 三次は二次も兼ねる：(茨城県)
- 8) 三次救急医療機能を有する医療機関：(新潟県)
- 9) 脳卒中、心筋梗塞に対する急性期の専門的医療を担う病院：(秋田県)
- 10) 救命救急センターとなった救急告示病院を三次救急医療機関としている。：(大阪府)
- 11) 救命救急センターの基準に準じる機能を有する病院：(兵庫県)
- 12) 特定機能病院：(島根県)
- 13) 病院群輪番病院を補完し、休日等の診療を行う協力病院当番制病院：(岡山県)
- 14) 総合周産期母子医療センター：(香川県)
- 15) 二次救急医療機関において処置できない重症患者や複数の診療科領域にわたる重篤患者に高度・集学的高度医療を提供する機関：2都道府県（福井県、長崎県）
- 16) 記載なし：(滋賀県、鹿児島県はⅢ.その他に記載)

この調査で理解できたことは、三次救急医療機関は救命救急センターであると多くの都道府県が思っていることである。また、救命救急センターにも特定機能病院や地域救命センターなどの考え方もあることも理解できた。しかし、一部の都道府県においては、救命救急センターでない三次救急医療機関の取り扱いに困惑している様子も伺えた。

III. その他

- 1) 群馬県：群馬大学医学部附属病院は、県内唯一の大学病院であり、救命救急センターの指定を受けていないが、同等機能を有する病院として、三次救急医療機関に位置づけている。
- 2) 千葉県：全県（複数圏域）対応型連携拠点病院：千葉県保健医療計画の中で位置づけたもので、救急に関する高度な医療等について、その頻度や高額医療機器の利用等の理由から、それぞれの医療圏に設置されていなくても、全県下1ヶ所または数ヶ所程度の配置で対応可能と考えられる医療機能を有する医療機関。また、救急医療に関する専門的な助言・指導を行う。
- 3) 滋賀県：大学病院は滋賀医科大学医学部附属病院のみであり、三次救急医療（救命救急センター）の後方支援病院として位置づけている。
- 4) 岡山県：医療計画では、各医療機関の機能面（提供できる医療レベル）で二次、三次医療機関を分別していない。二次については、その日の当番病院がどこかを定めているにすぎず、県内の三つの救命救急センター病院は、病院群輪番制病院でもあり、二次、三次の両方に位置づけられている。
- 5) 鹿児島県：本県の三次救急医療機関については、鹿児島市立病院救命救急センター、鹿児島大学病院救急部、国立病院機構鹿児島医療センター、専門性を有する民間病院などの協力体制の下に実施されている。

●設問2. 貴都道府県では、大学病院は二次、三次のどちらですか。

I. 二次救急医療機関：20都道府県 51大学

(北海道：北海道大学病院、旭川医科大学病院 茨城県：筑波大学附属病院、東京医科大学霞ヶ浦病院 栃木県：獨協医科大学病院、自治医科大学附属病院 埼玉県：自治医科大学附属さいたま医療センター、埼玉医科大学病院、埼玉医科大学国際医療センター、埼玉医科大学総合医療センター、防衛医科大学校病院、獨協医科大学越谷病院 千葉県：東京女子医科大学付属八千代医療センター、東京慈恵会医科大学付属柏病院、東邦大学医療センター佐倉病院、帝京大学ちば総合医療センター 東京都：東京慈恵会医科大学附属病院、慶應義塾大学病院、順天堂大学医学部附属順天堂医院、順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター、東京大学医学部附属病院、東邦大学医療センター大橋病院、日本大学医学部付属練馬光が丘病院、順天堂大学医学部附属練馬病院、東京慈恵会医科大学附属青戸病院、東海大学八王子病院、東京慈恵会医科大学附属第三病院 神奈川県：横浜市立大学附属病院、昭和大学藤が丘病院、昭和大学横浜市北部病院、日本医科大学武藏小杉病院、聖マリアンナ医科大学東横病院、帝京大学医学部附属溝口病院、東海大学大磯病院 新潟県：日本歯科大学医科大学病院 富山県：富山大学附属病院 福井県：福井大学医学部附属病院 山梨県：山梨大学医学部附属病院 静岡県：国際医療福祉大学熱海病院、慶應義塾大学月が瀬リハビリテーションセンター、浜松医科大学医学部附属病院 京都府：京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学附属病院（三次救急医療機関と同様の機能を有しているが、救命救急センターに位置づけられていないので、二次にした） 大阪府：大阪医科大学附属病院、近畿大学医学部堺病院 兵庫県：兵庫医科大学篠山病院 和歌山县：和歌山県立医科大学附属病院 岡山県：川崎医科大学附属病院 高知県：高知大学医学部附属病院 福岡県：産業医科大学病院 熊本県：熊本大学医学部附属病院)

- 1) 二次と三次の救急医療機関：4（栃木県：獨協医科大学病院、自治医科大学附属病院、和歌山県：和歌山県立医科大学附属病院 岡山県：川崎医科大学附属病院）
- 2) 記載なし：(青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、奈良県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
- 3) 該当なし：(宮城県、長野県、山口県)

II. 三次救急医療機関：34都道府県 66大学

(北海道：札幌医科大学附属病院 青森県：弘前大学医学部附属病院 宮城県：東北大学病院 山形県：山形大学医学部附属病院 栃木県：獨協医科大学病院、自治医科大学附属病院 群馬県：群馬大学医学部附属病院 埼玉県：埼玉医科大学国際医療センター救命救急センター、埼玉医科大学総合医療センター救命救急センター、防衛医科大学校病院救命救急センター、獨協医科大学越谷病院救命救急センター 千葉県：順天堂大学医学部付属順

天堂浦安病院、日本医科大学千葉北総病院 東京都：駿河台日本大学病院、東京女子医科大学病院、東京医科大学病院、日本医科大学付属病院、東京医科歯科大学医学部附属病院、昭和大学病院、東邦大学医療センター大森病院、東京女子医科大学東医療センター、日本大学医学部附属板橋病院、帝京大学医学部附属病院、東京医科大学八王子医療センター、日本医科大学多摩永山病院、杏林大学医学部付属病院 神奈川県：横浜市立大学附属市民総合医療センター、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、昭和大学藤が丘病院、聖マリアンナ医科大学病院、日本医科大学武藏小杉病院、北里大学病院、東海大学医学部付属病院 新潟県：新潟大学医歯学総合病院 石川県：金沢大学附属病院、金沢医科大学病院 長野県：信州大学医学部附属病院 岐阜県：岐阜大学医学部附属病院 静岡県：順天堂大学医学部附属静岡病院 愛知県：愛知医科大学病院、藤田保健衛生大学病院 三重県：三重大学医学部附属病院 大阪府：大阪大学医学部附属病院、関西医科大学附属滝井病院、関西医科大学附属枚方病院、近畿大学医学部附属病院 兵庫県：兵庫医科大学病院、神戸大学医学部附属病院 奈良県：奈良県立医科大学附属病院、近畿大学医学部奈良病院 和歌山县：和歌山县立医科大学附属病院 鳥取県：鳥取大学医学部附属病院 島根県：島根大学医学部附属病院 岡山県：川崎医科大学附属病院 広島県：広島大学病院 山口県：山口大学医学部附属病院 徳島県：徳島大学病院 香川県：香川大学医学部附属病院 愛媛県：愛媛大学医学部附属病院 福岡県：久留米大学病院、九州大学病院、福岡大学病院 佐賀県：佐賀大学医学部附属病院 長崎県：長崎大学医学部・歯学部附属病院救急部 大分県：大分大学医学部附属病院 宮崎県：宮崎大学医学部附属病院)

- 1) 二次と三次の救急医療機関：4（栃木県：獨協医科大学病院、自治医科大学附属病院、和歌山县：和歌山县立医科大学附属病院 岡山県：川崎医科大学附属病院）
- 2) 神奈川県：三次救急医療機関である救命救急センターの中には、初期救急患者から重篤救急患者までトリアージして対応するE.R型救急医療機関が存在するが、明確に分別していない。
- 3) 千葉県：日本医科大学千葉北総病院：全県（複数圈域）対応型救急医療連携拠点病院も兼ねている。
- 4) 滋賀県：三次救急医療（救命救急センター）の後方支援病院として位置づけている。
- 5) 記載なし：（岩手県、秋田県、福島県、茨城県、富山県、福井県、山梨県、滋賀県、京都府、高知県、熊本県、鹿児島県、沖縄県）

III. 初期も含めて全ての救急疾患に対応：8都道府県 23大学

（岩手県：岩手医科大学附属病院 秋田県：秋田大学医学部附属病院 福島県：公立大学法人福島県立医科大学附属病院 群馬県：群馬大学医学部附属病院 東京都：駿河台日本大学病院、東京女子医科大学病院、東京医科大学病院、日本医科大学付属病院、東京医科歯

科大学医学部附属病院、昭和大学病院、東邦大学医療センター大森病院、東京女子医科大学東医療センター、日本大学医学部附属板橋病院、帝京大学医学部附属病院、東京医科大学八王子医療センター、日本医科大学多摩永山病院、杏林大学医学部付属病院 静岡県：順天堂大学医学部附属静岡病院、浜松医科大学医学部附属病院、国際医療福祉大学熱海病院、慶應義塾大学月が瀬リハビリテーションセンター 山口県：山口大学医学部附属病院 沖縄県：琉球大学医学部附属病院)

- 1) 神奈川県：三次救急医療機関である救命救急センターの中には、初期救急患者から重篤救急患者までトリアージして対応するE R型救急医療機関が存在するが、明確に分別していない。
- 2) 記載なし：(北海道、青森県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)
- 3) 該当なし：(宮城県、長野県)

IV. その他

- 1) 千葉県：千葉大学医学部付属病院は全県（複数圈域）対応型救急医療連携拠点病院
- 2) 神奈川県：鶴見大学歯学部附属病院、昭和大学藤が丘リハビリテーション病院、神奈川歯科大学附属病院、北里大学東病院
- 3) 愛知県：名古屋大学医学部附属病院、名古屋市立大学病院（その理由は書いてない）
- 4) 滋賀県：滋賀県は二次・三次に関して滋賀医科大学医学部附属病院を三次救急医療（救命救急センター）の後方支援病院として位置づけしている。
- 5) 大阪府：大阪市立大学医学部附属病院（その他の意味は書いてない）
- 6) 岡山県：岡山大学病院は二次・三次救急医療機関に位置付けられていないが、二次・三次相当の患者を受け入れている。
- 7) 鹿児島県：鹿児島大学病院（設問1の内容と同じと思われる）

この調査においては、歯科大学や大学病院の分院はさておき、十分な医師とコメディカルまた、医療設備を有する、本来三次救急医療を行うべき大学病院の本体が二次救急医療機関の位置におかれている（北海道：北海道大学病院、旭川医科大学病院 茨城県：筑波大学附属病院 埼玉県：埼玉医科大学病院 東京都：東京慈恵会医科大学附属病院、慶應義塾大学病院、順天堂大学医学部附属順天堂医院、東京大学医学部附属病院 神奈川県：横浜市立大学附属病院 富山県：富山大学附属病院 福井県：福井大学医学部附属病院 山梨県：山梨大学医学部附属病院 静岡県：浜松医科大学医学部附属病院 愛知県：名古屋大学医学部附

属病院、名古屋市立大学病院 京都府：京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学附属病院 大阪府：大阪医科大学附属病院、大阪市立大学医学部附属病院 和歌山県：和歌山県立医科大学附属病院 岡山県：岡山大学病院 高知県：高知大学医学部附属病院 福岡県：産業医科大学病院 熊本県：熊本大学医学部附属病院 鹿児島県：鹿児島大学病院）ことは、本来あってはならないことである。早急に大学病院を救命救急センターにすべく文部科学省に要請すべきと考える。特に愛知県の名古屋大学医学部附属病院、名古屋市立大学病院は、公的病院でありながら、救急告示病院になっているが、二次にも三次救急医療機関にも参加していない。岡山県の岡山大学病院も同様に救急告示病院になってはいるが、二次にも三次救急医療機関にも参加していない。

本来あるべき大学病院として初期から三次までの全ての救急疾患に対応している大学病院は23大学に認められた。また、多くの都道府県において救命救急センターでない大学病院の二次か三次救急医療機関かの取り扱いに困惑している様子が伺われた。

●設問3. 大学病院は救急告示病院になっていますか。

1. 救急告示医療機関になっている：104大学病院

(北海道：北海道大学病院、旭川医科大学病院、札幌医科大学附属病院 青森県：弘前大学医学部附属病院 岩手県：岩手医科大学附属病院 宮城県：東北大学病院 秋田県：秋田大学医学部附属病院 山形県：山形大学医学部附属病院 福島県：公立大学法人福島県立医科大学附属病院 茨城県：筑波大学附属病院、東京医科大学霞ヶ浦病院 栃木県：獨協医科大学病院、自治医科大学附属病院 群馬県：群馬大学医学部附属病院 埼玉県：自治医科大学附属さいたま医療センター、埼玉医科大学病院、埼玉医科大学国際医療センター、埼玉医科大学総合医療センター、防衛医科大学校病院、獨協医科大学越谷病院 千葉県：東京女子医科大学付属八千代医療センター、東京慈恵会医科大学付属柏病院、東邦大学医療センター佐倉病院、帝京大学ちば総合医療センター、順天堂大学医学部付属順天堂浦安病院、日本医科大学千葉北総病院、千葉大学医学部付属病院 東京都：駿河台日本大学病院、東京女子医科大学病院、東京医科大学病院、日本医科大学付属病院、東京医科歯科大学医学部附属病院、昭和大学病院、東邦大学医療センター大森病院、東京女子医科大学東医療センター、日本大学医学部附属板橋病院、帝京大学医学部附属病院、東京医科大学八王子医療センター、日本医科大学多摩永山病院、杏林大学医学部付属病院、東京慈恵会医科大学附属病院、慶應義塾大学病院、順天堂大学医学部附属順天堂医院、東京大学医学部附属病院、順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター、東邦大学医療センター大橋病院、日本大学医学部付属練馬光が丘病院、順天堂大学医学部附属練馬病院、東京慈恵会医科大学附属青戸病院、東海大学八王子病院、東京慈恵会医科大学附属第三病院 神奈川県：横浜市立大学附属病院、昭和大学藤が丘病院、昭和大学横浜市北部病院、日本医科大学武藏小杉病院、聖マリアンナ医科大学東横病院、帝京大学医学部附属溝口病院

新潟県：新潟大学医歯学総合病院 富山県：富山大学附属病院 石川県：金沢大学附属病院、金沢医科大学病院 福井県：福井大学医学部附属病院 山梨県：山梨大学医学部附属病院 長野県：信州大学医学部附属病院 岐阜県：岐阜大学医学部附属病院 静岡県：国際医療福祉大学熱海病院、浜松医科大学医学部附属病院 順天堂大学医学部附属静岡病院 愛知県：名古屋大学医学部附属病院、名古屋市立大学病院 三重県：三重大学医学部附属病院 滋賀県：滋賀医科大学医学部附属病院 京都府：京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院 大阪府：大阪医科大学附属病院、近畿大学医学部堺病院、大阪大学医学部附属病院、関西医科大学附属淹井病院 関西医科大学附属枚方病院 近畿大学医学部附属病院 兵庫県：兵庫医科大学篠山病院、神戸大学医学部附属病院 奈良県：奈良県立医科大学附属病院、近畿大学医学部奈良病院 和歌山県：和歌山県立医科大学附属病院 鳥取県：鳥取大学医学部附属病院 島根県：島根大学医学部附属病院 岡山県：岡山大学病院、川崎医科大学附属病院 広島県：広島大学病院 山口県：山口大学医学部附属病院 徳島県：徳島大学病院 香川県：香川大学医学部附属病院 愛媛県：愛媛大学医学部附属病院 高知県：高知大学医学部附属病院 福岡県：九州大学病院、産業医科大学病院 佐賀県：佐賀大学医学部附属病院 長崎県：長崎大学医学部・歯学部附属病院 熊本県：熊本大学医学部附属病院 大分県：大分大学医学部附属病院 宮崎県：宮崎大学医学部附属病院 鹿児島県：鹿児島大学病院 沖縄県：琉球大学医学部附属病院)

II. 救急告示医療機関になっていない：31大学病院

(東京都：日本歯科大学附属病院、東京歯科大学水道橋病院、日本大学歯学部付属歯科病院、国際医療福祉大学三田病院、東京大学医科学研究所付属病院、東京女子医科大学附属青山病院、東京医科歯科大学歯学部附属病院、昭和大学附属豊洲病院、昭和大学病院附属東病院、昭和大学歯科病院、昭和大学附属烏山病院、東海大学医学部付属東京病院 神奈川県：鶴見大学歯学部附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、神奈川歯科大学附属病院、北里大学東病院、北里大学病院、東海大学医学部付属病院、昭和大学藤が丘リハビリテーション病院、聖マリアンナ医科大学病院、東海大学大磯病院 新潟県：日本歯科大学医科病院、日本歯科大学新潟病院 静岡県：慶應義塾大学月が瀬リハビリテーションセンター 愛知県：愛知医科大学病院、藤田保健衛生大学病院 大阪府：大阪市立大学医学部附属病院 兵庫県：兵庫医科大学病院 福岡県：久留米大学病院、福岡大学病院)

記載なし：(北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

該当なし：(宮城県、山口県)

歯学部附属病院、大学病院の分院を除外して、大学病院本体で救急告示病院になっていない大学病院は、**神奈川県**：聖マリアンナ医科大学病院、北里大学病院、東海大学医学部付属病院 **愛知県**：愛知医科大学病院、藤田保健衛生大学病院 **大阪府**：大阪市立大学医学部附属病院 **兵庫県**：兵庫医科大学附属病院 **福岡県**：久留米大学病院、福岡大学病院の合計9大学にみられた。

C. 考察

はじめにも述べたように、多くの医師・コメディカルと施設・設備を持つ大学病院は、本来都道府県の救急医療体制の要として活躍すべき立場にある。また、24時間体制の救急診療を行うことによって、救急医療は医療の原点であることを医学生にまた研修生に教育すべきである。このことが多くの救急医や総合医を育て、医療機関における救急診療体制を充実させることになる。また、多くの研修医を大学病院に残す受け皿にもなる。しかし、今回の調査で判明したように、救急医療体制における大学の位置付けは、非常に中途半端である。大学病院は本来、三次救急医療機関に位置づけて、地域の救急医療バスの要になるべきであるのに、二次、三次の救急医療機関の区分けにおいて、都道府県によってその解釈がマチマチである。即ち、二次、三次の救急医療機関の分類、特に二次の定義が定まっていないようと思う。本来、三次救急医療機関の機能、設備、能力を有している大学病院が二次救急医療機関に分類されていることは、三次の医療機関の能力や機能を活用していないことであり、医師と医療機関の不足から救急医療崩壊がいわれている今日、勿体ないことだと思う。三次救急医療機関については、殆どの都道府県が救命救急センターと回答しているが、救命救急センターでないのに三次救急医療機関の能力と機能を持っている大学病院の取り扱いに自治体は困惑しており、早急に大学病院を救命救急センターにするよう文部科学省への要望が必要と考える。このことは医療内容や設備、人員から、三次機能を持っている大学病院を初めとする総合病院を三次救急医療機関（救命救急センター）として認め、全国統一して救急医療体制の構築を図るべきと考える。

救急告示病院は傷病者の救急搬送の受入れ医療機関として重要な役割を担っているので、大学病院や都道府県は、大学病院は三次救急医療機関だから、初期、2次救急患者を受け入れて三次救急医療が麻痺することがあってはならないから救急告示病院として申請登録すべきではないとの考えを捨てて、大学病院はすべて救急告示病院として申請登録するように、これも文部科学省が指導して全国統一を図るべきと考える。

D. まとめ

I. 二次、三次救急医療機関の分類について

- 1) 国は、二次救急医療機関を病院群輪番制及び共同利用型協力病院としているが、都道府県によってその分類（基準、解釈）がまちまちである。
- 2) 三次救急医療機関は救命救急センターが基本となっているが、三次診療機能を持ってい る大学病院の位置づけ曖昧である。

II. 大学病院について

- 1) 救急医療体制における大学病院の位置づけが歯科大学や分院はさておき、救急告示病院であったり、なかつたり、二次病院であったり、三次病院であったり、多くの医師と機器を有する大学病院の救急医療体制における位置づけが曖昧である。
- 2) 総合病院として三次救急医療機関であるべき大学病院の25大学が、三次救急医療機関になっていない。

(北海道：北海道大学病院、旭川医科大学病院 茨城県：筑波大学附属病院、埼玉県：埼玉医科大学病院 東京都：東京慈恵会医科大学附属病院、慶應義塾大学病院、順天堂大学医学部附属順天堂医院、東京大学医学部附属病院 神奈川県：横浜市立大学附属病院 富山県：富山大学附属病院 福井県：福井大学医学部附属病院 山梨県：山梨大学医学部附属病院 静岡県：浜松医科大学医学部附属病院 愛知県：名古屋大学医学部附属病院、名古屋市立大学病院 京都府：京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学附属病院 大阪府：大阪医科大学附属病院、大阪市立大学医学部附属病院 和歌山县：和歌山县立医科大学附属病院 岡山県：岡山大学病院 高知県：高知大学医学部附属病院 福岡県：産業医科大学病院 熊本県：熊本大学医学部附属病院 鹿児島県：鹿児島大学病院)

- 3) 救急告示医療機関でない大学病院が多く存在する。

(神奈川県：聖マリアンナ医科大学病院、北里大学病院、東海大学医学部付属病院 愛知県：愛知医科大学病院、藤田保健衛生大学病院 大阪府：大阪市立大学医学部附属病院 兵庫県：兵庫医科大学病院 福岡県：久留米大学病院、福岡大学病院)

- 4) 大学病院が救急診療体制の中に正式に組み入れられていない。

(群馬県：群馬大学医学部附属病院 千葉県：千葉大学医学部付属病院 愛知県：名古屋大学医学部附属病院、名古屋市立大学医学部附属病院 京都府：京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学附属病院 岡山県：岡山大学病院)

- 5) 大学病院として救命救急センターであるべき三次救急医療機関が救命救急センターになっていない。

提言：以上の結果を踏まえて以下の事項を提言する。

I. 二次、三次救急医療機関のあり方について

1. 大学病院を初めとする総合病院をまず三次救急医療機関とし、救命救急センターに指定すべきである。総合病院ではないが、地域の救急医療体制上必要な医療機関は地域救命救急センターとして認める。これらの医療機関を中心にしてその地域における地域救急医療バス（救急医療機関の連携と役割分担）を都道府県主導で作成すべきである。これらの医療機関が無い地域は夜間照明付きの公設のヘリポートを設置すべきである。
2. 三次救急医療機関以外の入院施設を有する医療機関を二次救急医療機関とする。この二次救急医療機関の中には、当然三次救急医療機関も含まれる。

II. 大学病院のあり方について

総合病院である大学病院は、基本姿勢としてE.R(救急外来)と救命救急センターを運営し、24時間体制の中で医学教育と研修医教育を行い、地域救急医療に貢献すべきである。

III. 国と都道府県の責務

国と都道府県はこれらの改革のための地域救急医療検討会を設置し、財政補助を行うべきである。

この研究は厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「救急医療体制の推進に関する研究」（H18・医療・一般・016）（研究代表者：小濱 啓次）の一環としてなされた。本研究にご協力頂いた都道府県の関係者の皆様に、この場を借りて深謝致します。

アンケート用紙

○都道府県 _____

○担当部課 _____

○ご記入者名 _____

設問1. 貴都道府県では、二次救急医療機関と三次救急医療機関をどのように分別されていますか。下記にご記入下さい。

①二次救急医療機関（記入例：病院群輪番制をとっている大学病院を二次医療機関とする）

②三次救急医療機関（記入例：救命救急センターになっている大学病院を三次医療機関とする）

③その他

設問2. 貴都道府県では、大学病院は下記のどの機関に属していますか。設問1での分別に基づき、下記に大学病院名をご記入下さい。(なお、貴都道府県内全ての大学病院について御回答お願いします)

①二次救急医療機関

②三次救急医療機関

③初期も含めて全ての救急疾患に対応している

④その他

設問3. 貴都道府県における大学病院は救急告示病院になっていますか。

①なっている (下記に大学病院名のご記入願います)

②なっていない (下記に大学病院名もご記入願います)

③その他

アンケート調査は以上です。

大変お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。